

地方公共団体が実施する防災訓練への参観

政府、地方公共団体等防災関係諸機関を始め、広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実・強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するよう、「防災の日」及び「防災週間」が設けられています。

平時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの命は自らが守る意識を持って行動する「自助」、地域住民や企業等が連携してお互いに助け合う「共助」、行政による「公助」を組み合わせ対応することが重要です。

これによって社会全体における防災力を向上させるため、令和5年度においては、8月30日（水）から9月5日（火）までの間が、「防災週間」と定められており、この期間中及び前後に各地方公共団体において、防災訓練等が実施される予定です。

東北防衛局においては、東北各県の地方公共団体が実施する防災訓練等を通じて、国の関係機関及び地方公共団体等との連携強化を図り、災害等の各種事態が発生した際の迅速かつ的確な対応に資するため、これらの防災訓練への参加・参観を行っています。

当局では、今後も地方公共団体が実施する防災訓練への参加等や当局独自の災害対処訓練を実施し、更なる緊急事態に備えた体制整備を行ってまいります。

北上川上流総合水防演習（令和5年5月21日（日））

水防技術の錬磨等を目的に国土交通省東北地方整備局、岩手県、一関市の共同主催のもと行われた北上川上流総合水防演習を参観しました。

